

東京都内・神奈川県内発着、御殿場プレミアム・アウトレット ショッピングバスツアーの運行について

日ごろから小田急箱根高速バスをご利用くださりまして誠にありがとうございます。

御殿場プレミアム・アウトレットでは、半期に1度開催されるプレミアムアウトレットバーゲンにあわせ、2018年1月20日(土)・21日(日)限定2日間、買い物を思う存分に楽しんでいただけるよう、多摩・都内・湘南の各地区を出発するショッピングバスツアーを期間限定で運行いたします。是非、この機会にご利用をお待ち申し上げております。

町田発着 運行会社 (小田急箱根高速バス)

集合場所	小田急線町田駅 (小田急フローリスト前付近) ※係員がバスまでご案内いたします
旅行代金	大人2,600円 (小人1,900円)
発着時間 (予定)	(往) 町田駅9:10集合/9:30出発→御殿場プレミアム・アウトレット11:15着 (復) 御殿場プレミアム・アウトレット16:45発→町田駅18:30着
ご予約	町田発着のご予約はこちらから (ご出発の1ヶ月前午前10:00より発売)

三軒茶屋・渋谷発着 運行会社 (小田急シティバス)

集合・発着場所	三軒茶屋 (キャロットタワー TUTAYA 付近) / 渋谷駅 (東口・宮下公園付近)
旅行代金	大人2,880円 (小人2,060円)
発着時間 (予定)	(往) 三軒茶屋8:10発→渋谷8:30発→御殿場プレミアム・アウトレット10:00着 (復) 御殿場プレミアム・アウトレット16:15発→渋谷17:55着→三軒茶屋18:15着
ご予約	三軒茶屋・渋谷発着のご予約はこちらから (ご出発の1ヶ月前午前10:00より発売)

【新規】調布・多摩センター発着 運行会社 (小田急シティバス)

集合・発着場所	調布駅 (中央口・調布市文化会館たづくり付近) / 多摩センター駅 (南口・京王プラザホテル多摩向かい付近)
旅行代金	大人3,200円 (小人2,300円)
発着時間 (予定)	(往) 調布8:00発→多摩センター9:00発→御殿場プレミアム・アウトレット11:00着 (復) 御殿場プレミアム・アウトレット16:00発→多摩センター18:00着→調布駅18:45着
ご予約	調布・多摩センター発着のご予約はこちらから (ご出発の1ヶ月前午前10:00より発売)

藤沢・辻堂発着 運行会社 (神奈中観光)

集合・発着場所	藤沢駅 (北口・みずほ証券藤沢支店付近) / 辻堂駅 (北口・神奈川トヨタ辻堂店前付近)
旅行代金	大人2,900円 (小人2,100円)
発着時間 (予定)	(往) 藤沢駅9:00発→辻堂駅9:15発→御殿場プレミアム・アウトレット11:00着 (復) 御殿場プレミアム・アウトレット16:30発→辻堂駅18:15着→藤沢駅18:30着
ご予約	藤沢・辻堂発着のご予約はこちらから (ご出発の1ヶ月前午前10:00より発売)

※各路線特典といたしまして、アウトレット内でご利用いただけるクーポンシートをお配りいたします。

※新宿発着につきましては、[アウトレット線 \(御殿場プレミアム・新宿号\)](#) をご利用ください。

※立川発着につきましては、[立川観光株式会社](#)のホームページにてご確認ください。

【お問い合わせ】小田急箱根高速バスお客さまセンター 03-3427-3160 (10:00~18:00)

旅行条件書【国内募集型企画旅行】

1.)旅行企画・実施・販売

東京都知事登録旅行業第2-4986号小田急箱根高速バス株式会社(東京都世田谷区宮坂3-1-60) TEL:03-3428-3133/国内旅行業務取扱管理者 秋谷 航介(社)全国旅行業協会正会員

2. この旅行は、小田急箱根高速バス(以下、「当社」といいます。))が企画・実施する募集型企画旅行で、お申し込みのお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

3. この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5の規定により交付する契約書面の一部になります。

4. 最少催行人員 募集広告に記載の最少催行人員とします。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって4日目に当たる日より前にその旨を通知します。

5. 添乗員 添乗員は同行いたしません。集合時間等のご案内は、乗務員、運行会社の係員が行ないます。

6. 旅行代金に含まれるもの 旅行日程に明示した交通費、旅行取扱料金および消費税

7. お申込み条件

(1) 1名様からお申込み頂けます。

(2) 3歳以下のお子さまであっても座席をご使用になる場合は、小人代金(4歳~小学生)をいただきます。

(3) 健康を害している方、身体に障害のある方は必ずその旨お申し出ください。団体旅行、行程に支障をきたすと当社が判断したときは、お申込みをお断りする場合があります。

(4) 旅行の申込みに際して特別な配慮を必要とするお客様は契約のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。

当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

8. お申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

(1) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書と申込金のお支払いが必要で、当社が申込金を受領した時に旅行契約は成立します。

申込金は、旅行代金又は取消料の一部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、予約時点では契約が成立していません。当社が予約を承諾する旨を通知した翌日から起算して3日以内に

(1)の申込み手続きが必要です。

(3) 当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))より、カード会員(以下「会員」といいます。))より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けることを条件に、電話、インターネットその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。))を締結する場合があります。

通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「ツアー名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

9. 確定書面(最終日程表)の交付 契約書面(この条件書およびパンフレット・領収書は契約書面・確定書面の一部になります。))において、

確定された旅行日程、運送機関等の名称を記載していない場合、集合時刻、運輸機関名を記載した最終日程表(確定書面)を前日までに交付します。

10. 旅行契約内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、

その他の当社の関与できない事由が生じた場合、旅行契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。

(2) 著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、改訂の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。

減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

11. お客さまの交替 お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

当社の承諾を求めお客様は当社所定の用紙に記入のうえ所定の金額の手数料とともに当社に提出しなければなりません。

12. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

(1) お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、取消のご連絡は当社又はお申込み先の営業時間内でのみお受けいたします。

(2) 次の場合は取消料はいただきません。

①、旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更保証金の支払い対象になる変更その他の重要な変更があったとき。

②、著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改訂によって旅行代金が増額されたとき。

③、当社が、旅行者に対し12項で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

④、当社の責に帰すべき事由により当初の日程通りの実施が不可能になったとき。

■ アウトレット号ご利用の取消料

取消日	旅行出発日の前日から起算して		旅行出発日の		旅行開始後の解除 無連絡不参加
	2日前以前	前日	当日		
取消・変更料旅行代金の	無料	20%	50%	100%	

13. 当社による旅行契約の解除—旅行開始前の解除

旅行契約の成立後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

(1) お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

(2) お客様から所定の期日までに旅行代金のお支払いがないとき。この場合、お客様が当該期日の翌日に旅行契約を解除したものととして、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(3) お客様が病氣、必要な介助者の不在など当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(4) お客様が他のお客様に迷惑をおよぼす恐れがあるとき。

(5) 天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。

(6) お客様が旅行契約に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始後であっても、次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

①、)旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

②、)申込み条件の不適合。

③、)天災地変等の当社の関与できない事由により旅行の継続が不可能なとき。

15. 当社の責任 当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。

但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物の場合は、14日以内)に当社に通知があったときに限ります。

手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。

16. お客様の責任 当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

お客様は当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後において、本書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一本書面と異なる旅行サービスを提供されたとき、

旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

17. 特別補償 当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規定で定めるところにより、

お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その身体、生命または手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

18. 旅程保証

(1) 旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、

当初の運行によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外になります。

(2) 変更補償金の額は、お客様一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更保証金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地の変更	1	2
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。))	1	2
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1	2
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1	2
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1	2
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1	2
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

19. 個人情報の取り扱いについて 当社は旅行申込みの際にお伺いした個人情報について、お客様との連絡や運送機関などの手配の他、必要な範囲内で利用させていただきます。

20. 運行会社 町田発着路線は、当社で運行します。

渋谷・三軒茶屋発着路線、調布・多摩センター発着路線は小田急シティバスで運行します。

藤沢・辻堂発着路線は、神奈中観光で運行します。